

ワシントン条約附属書 I に掲げる鯨等の取扱いについて

輸出注意事項 2019 第 34 号・輸入注意事項 2019 第 79 号
(令和元年 7 月 26 日)

ワシントン条約（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」をいう。）附属書 I に掲げるみんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨は、附属書 II に該当するものとして取り扱います。

また、輸入公表三の 8 に基づく通関時確認の対象となる「鯨及びその調製品」は、次の表に掲げるものとします。

貨物名	関税率表の番号等				
ワシントン条約附属書 I に掲げる鯨（みんく鯨、みなみみんく鯨（くろみんく鯨）、いわし鯨、ながす鯨及びまっこう鯨に限る。）及びその調製品	0106・12	0208・40	0210・92	1504・30	1521・90
	16・01	1602・10	1602・20	1602・31	1602・32
	1602・39	1602・41	1602・42	1602・49	1602・50
	1602・90	2301・10	23・09		